

令和4年 第II回 短答式試験

解答解説・企業法

問題 1	問題 2	問題 3	問題 4	問題 5	問題 6	問題 7	問題 8	問題 9	問題10
2	6	6	3	1	5	1	5	1	2
問題11	問題12	問題13	問題14	問題15	問題16	問題17	問題18	問題19	問題20
6	3	5	6	4	4	3	2	4	6

必ず得点したい問題



(解説では問題番号に *** を付しています。)

50%の正答率を確保したい問題



(解説では問題番号に ** を付しています。)

得点できなくてもよい問題



(解説では問題番号に * を付しています。)

想定合格ライン： 65点/100点

$$(\text{②5点} \times 10 + \text{⑥5点} \times 6 \times 50\% = 65\text{点})$$

本試験、お疲れ様でした。

令和4年第II回の短答式試験は、他の3科目、特に、財務会計論が易しかった印象ですが、企業法は、通常通りの難易度でした。

問題 1 重要性**

個人商人の名板貸しに関する次の記述のうち、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 名板貸人が、名板貸人としての責任を負うのは、特段の事情のない限り、名板借人の営業が当該名板貸人の営業と同種の営業であることを要する。

○

名板貸人が、名板貸人としての責任を負うのは、特段の事情のない限り、原則として名板借人の営業が当該名板貸人の営業と同種の営業であることを要する(判例)。営業主を誤認した取引の相手方を保護を制度趣旨とするためである。

イ 名板貸人は、重大な過失によりその者を営業主であると誤認して取引をした者に対して、名板借人と連帯して弁済する責任を負う。

×

名板貸しとは知らなかったことにつき、重過失があるときは、誤認して取引した者は保護されない(判例)。

ウ 名板貸人の責任は、名板借人に対し自己の商号の使用を明示的に許諾した場合に限らず、名板借人が自己の商号を使用するのを知りながらこれを阻止しない不作為の場合であっても認められる。

○

商号使用の許諾には明示的な許諾のほか、場合によっては黙示的な許諾も含まれる(判例)。

エ 名板貸人は、名板借人がした取引行為の外形をもつ不法行為により負担した損害賠償債務について、当該名板借人と連帯して弁済する責任を負わない。

×

自動車事故による損害賠償債務などは、取引主体の誤認から生じた債務ではないため、「取引によって生じた債務」には含まれない、とされている。これに対して、詐欺的取引行為により発生した損害賠償債務などのように、取引主体の誤認から生じた債務については、名板貸人は、名板借人と連帯して弁済する責任を負うものとされている(判例)。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題 2 重要性**

商行為に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。なお、商法の規定を変更し、又は排除する特約はないものとする。(5点)

ア 匿名組合員は、営業者の営業時間内は、いつでも、営業者の業務及び財産の状況を検査することができる。

×

商法539条（貸借対照表の閲覧等並びに業務及び財産状況に関する検査）1項、2項

1 匿名組合員は、営業年度の終了時において、営業者の営業時間内に、次に掲げる請求をし、又は営業者の業務及び財産の状況を検査することができる。

2 匿名組合員は、重要な事由があるときは、いつでも裁判所の許可を得て、営業者の業務及び財産の状況を検査することができる。

イ 商法上の仲立人は、その媒介した売買契約の目的物を自ら売主に引き渡したときは、買主に対し、当該売買契約の代金の支払を請求することができる。

×

商法544条（当事者のために給付を受けることの制限）

仲立人は、その媒介により成立させた行為について、当事者のために支払その他の給付を受けることができない。ただし、当事者の別段の意思表示又は別段の慣習があるときは、この限りでない。

ウ 問屋が委託者の指定した金額より低い価格で物品を販売した場合には、自らその差額を負担しない限り、その販売は委託者に対して効力を生じない。

○

商法554条（問屋が委託者の指定した金額との差額を負担する場合の販売又は買入れの効力）

問屋が委託者の指定した金額より低い価格で販売をし、又は高い価格で買入れをした場合において、自らその差額を負担するときは、その販売又は買入れは、委託者に対してその効力を生ずる。

エ 運送人の重大な過失により運送品の全部が滅失した場合には、荷受人は、当該運送人に対し、当該運送品の滅失により生じた損害につき、物品運送契約上の損害賠償の請求権を取得する。

○

商法581条（荷受人の権利義務等）1項

荷受人は、運送品が到達地に到着し、又は運送品の全部が滅失したときは、物品運送契約によって生じた荷送人の権利と同一の権利を取得する。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題 3 重要性***

設立時募集株式の引受人に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 設立時募集株式の引受人が払込期日又は払込期間内に払込みをしないときは、発起人は当該払込みをしていない設立時募集株式の引受人に対し、期日を定め、当該期日までに当該払込みをしなければならない旨を当該期日の2週間前までに通知しなければならない。
- ×

会社法63条（設立時募集株式の払込金額の払込み）3項

設立時募集株式の引受人は、第1項の規定による払込みをしないときは、当該払込みをすることにより設立時募集株式の株主となる権利を失う。

- イ 設立時募集株式の引受人の間でする、払込みをすることにより設立時発行株式の株主となる権利の譲渡は、成立後の株式会社に対抗することができる。
- ×

会社法63条（設立時募集株式の払込金額の払込み）2項

前項の規定（設立時募集株式の引受人による設立時募集株式の払込金額の全額の払込み）による払込みをすることにより設立時発行株式の株主となる権利の譲渡は、成立後の株式会社に対抗することができない。

- ウ 払込みを仮装した設立時募集株式の引受人は、払込みを仮装した払込金額の全額の支払がされるまでは設立時株主及び株主の権利を行使することができない。
-

会社法102条（設立手続等の特則）3項

設立時募集株式の引受人は、第63条第1項の規定による払込みを仮装した場合には、次条第1項又は第103条第2項の規定による支払がされた後でなければ、払込みを仮装した設立時発行株式について、設立時株主及び株主の権利を行使することができない。

- エ 設立時募集株式の引受人は、創立総会においてその議決権を行使した後は、錯誤を理由として設立時発行株式の引受けの取消しをすることができない。
-

会社法102条（設立手続等の特則）6項

設立時募集株式の引受人は、株式会社の成立後又は創立総会若しくは種類創立総会においてその議決権を行使した後は、錯誤、詐欺又は強迫を理由として設立時発行株式の引受けの取消しをすることができない。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題 4 重要性**

取締役会及び監査役を置き、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定める株式会社であって、種類株式発行会社でない株式会社の株主の権利に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 取締役会の招集を請求した株主は、当該請求に基づいて招集された取締役会に出席し、意見を述べることができる。

○ **会社法367条（株主による招集の請求）1項,4項**

取締役会設置会社（監査役設置会社、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。）の株主は、取締役が取締役会設置会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると認めるときは、取締役会の招集を請求することができる（367 I）。そして、その請求を行った株主は、当該請求に基づき招集された取締役会に出席し、意見を述べることができる（367IV）。なお、本問では監査役の監査の範囲に制限を置いており、監査役設置会社とはされないため（2⑨）、本条が適用される。

イ 取締役が株式会社の目的の範囲外の行為をする場合において、株主が当該取締役に対し当該行為をやめることを請求するには、当該行為によって当該株式会社に回復することができない損害が生ずるおそれがあることを要する。

× **会社法360条（株主による取締役の行為の差止め）1項,2項**

非公開会社の株主は、取締役が株式会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該株式会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

ウ 当該株式会社は、剰余金の配当を受ける権利に関する事項について、株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定款で定めることができない。

× **会社法109条（株主による取締役の行為の差止め）2項,389条1項**

取締役会及び監査役を置き、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定める株式会社は、非公開会社である（389 I）。そして、非公開会社は、第105条第1項各号（剰余金の配当を受ける権利は1号）に掲げる権利に関する事項について、株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定款で定めることができる（109 II）。

エ 株主は、その有する株式を他人（当該株式を発行した株式会社を除く。）に譲り渡そうとするときは、当該株式会社に対し、当該他人が当該株式を取得することについて承認をするか否かの決定をすることを請求することができる。

○ **会社法136条（株主からの承認の請求）,389条1項**

取締役会及び監査役を置き、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定める株式会社は、非公開会社である（389 I）。そして、譲渡制限株式の株主は、その有する譲渡制限株式を他人（当該譲渡制限株式を発行した株式会社を除く。）に譲り渡そうとするときは、当該株式会社に対し、当該他人が当該譲渡制限株式を取得することについて承認をするか否かの決定をすることを請求することができる（136）。

1. アイ 2. アウ 3. **アエ** 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題 5 重要性**

単元株式に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。

(5点)

ア 株式の分割を行おうとする株式会社は、法定の要件を満たす場合には、株主総会の決議によらないで、単元株式数についての定めを設ける定款の変更をすることができる。

○

会社法191条（定款変更手続の特則）

株式の分割を行おうとする株式会社は、法定の要件を満たす場合には、第466条（定款の変更）の規定にかかわらず、株主総会の決議によらないで、単元株式数を増加し、又は単元株式数についての定款の定めを設ける定款の変更をすることができる。

イ 取締役は、単元株式数を定める定款の変更を目的とする株主総会において、当該単元株式数を定めることを必要とする理由を説明しなければならない。

○

会社法190条（理由の開示）

単元株式数を定める場合には、取締役は、当該単元株式数を定める定款の変更を目的とする株主総会において、当該単元株式数を定めることを必要とする理由を説明しなければならない。

ウ 株式会社は、単元未満株主が、当該株式会社に対し、自己の有する単元未満株式を買い取ることを請求する権利を行使することができない旨を定款で定めることができる。

×

会社法192条（単元未満株式の買取りの請求）1項

単元未満株主は、株式会社に対し、自己の有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる。

エ 定款に単元株式数を定める株式会社において、取締役が株主総会を招集するには、取締役は、招集手続の省略が認められる場合を除き、単元未満株主であって単元株式数となる数の株式を

× 有しないものに対してもその通知を発しなければならない。

会社法189条（単元未満株式についての権利の制限等）1項

単元未満株主は、その有する単元未満株式について、株主総会及び種類株主総会において議決権を行使することができない（189 I）。従って、株主総会の招集通知を発する必要はない。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題 6 重要性**

株券に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 種類株式発行会社は、株式の種類ごとに、株券を発行するか否かについて定款で定めることができる。

×

会社法214条（株券を発行する旨の定款の定め）かっこ書き

株式会社は、その株式（種類株式発行会社にあつては、全部の種類株式）に係る株券を発行する旨を定款で定めることができる。

イ 株券には、法定の事項及びその番号を記載したうえで、株券発行会社の代表取締役（指名委員会等設置会社にあつては、代表執行役）が署名し、又は記名押印しなければならない。

○

会社法216条（株券の記載事項）

株券には、次に掲げる事項及びその番号を記載し、株券発行会社の代表取締役（指名委員会等設置会社にあつては、代表執行役）がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

- 一 株券発行会社の商号
- 二 当該株券に係る株式の数
- 三 譲渡による当該株券に係る株式の取得について株式会社の承認を要することを定めたときは、その旨
- 四 種類株式発行会社にあつては、当該株券に係る株式の種類及びその内容

ウ 公開会社である株券発行会社の株主は、当該株主の有する株式に係る株券の所持を希望しない旨を申し出ることができない。

×

会社法217条（株券不所持の申出）1項

株券発行会社の株主は、当該株券発行会社に対し、当該株主の有する株式に係る株券の所持を希望しない旨を申し出ることができる。

エ 株式についての権利を行使するために株券が株券発行会社に提出された場合において、当該株券について株券喪失登録がされているときは、株券発行会社は、遅滞なく、当該株券を提出した者に対し、当該株券について株券喪失登録がされている旨を通知しなければならない。

○

会社法224条（名義人等に対する通知）2項

株式についての権利を行使するために株券が株券発行会社に提出された場合において、当該株券について株券喪失登録がされているときは、株券発行会社は、遅滞なく、当該株券を提出した者に対し、当該株券について株券喪失登録がされている旨を通知しなければならない。

1. アイ
2. アウ
3. アエ
4. イウ
5. イエ
6. ウエ

問題 7 重要性***

取締役会設置会社以外の株式会社（種類株式発行会社を除く。）における株主総会に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。なお、定款に別段の定めはないものとする。（5点）

ア 株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる。

○

会社法295条（株主総会の権限）1項

株主総会は、この法律に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる。

イ 総株主の議決権の100分の3以上の議決権を有する株主は、取締役に対し、株主総会の目的である事項及び招集の理由を示して、株主総会の招集を請求することができる。

○

会社法297条（株主による招集の請求）1項, 2項, 327条1項

総株主の議決権の100分の3以上の議決権を6箇月前から引き続き有する株主は、取締役に対し、株主総会の目的である事項及び招集の理由を示して、株主総会の招集を請求することができる（297 I）。ここで、取締役会非設置会社は非公開会社であるため（327 I）、6箇月要件は不要とされる（297 II）。

ウ 株主総会は、取締役が株主総会を招集するに当たり定めた当該株主総会の目的である事項以外の事項について決議をすることができない。

×

会社法309条（株主総会の決議）5項本文反対解釈

取締役会設置会社においては、株主総会は、第298条第1項第二号に掲げる事項以外の事項については、決議をすることができない（309 V 本分）。この反対解釈により、本問の取締役会非設置会社では、株主総会が万能の意思決定機関とされるため、株主総会の議題以外の事項についても、決議をすることができる。

エ 株主がその有する議決権を統一しないで行使するときには、株主総会の日の3日前までに、株式会社に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知しなければならない。

×

会社法313条（議決権の不統一行使）2項反対解釈

取締役会設置会社においては、前項（議決権を統一しないで行使する）の株主は、株主総会の日の3日前までに、取締役会設置会社に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知しなければならない。この反対解釈により、取締役会非設置会社では、通知は不要である。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題 8 重要性***

株主総会における議決権の代理行使に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。なお、全ての株主は、株主総会が決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができるものとする。(5点)

ア 株主が代理人によってその議決権を行使するときには、代理権を証明する書面を株式会社に提出しなければならないが、当該書面は株主総会ごとに提出することを要しない。

×

会社法310条（議決権の代理行使）1項, 2項

株主が代理人によってその議決権を行使する場合には、当該株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株式会社に提出しなければならない（310 I）。そして、その代理権の授与は、株主総会ごとにしなければならない（310 II）。

イ 株主は、株式会社の営業時間内は、いつでも、理由を明らかにして、代理権を証明する書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

○

会社法310条（議決権の代理行使）7項一号

株主は、株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

一 代理権を証明する書面の閲覧又は謄写の請求

ウ 株主が代理権を証明する書面の閲覧又は謄写の請求をした場合に、当該株主が株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営んでいるときには、当該株式会社は当該請求を拒むことができる。

×

会社法310条（議決権の代理行使）8項

310条8項一～四号において、代理権を証明する書面の閲覧又は謄写の請求があったときに、株式会社がその請求を拒むことができる正当な事由を列挙している。「当該株主が株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営んでいるとき」はこれらに該当しないため、当該株式会社は、当該請求を拒むことができない。

エ 最高裁判所の判例によれば、法人株主が株主でない職員又は従業員に議決権を代理行使させた場合、当該職員又は従業員が当該法人株主の組織の一員として上司の命令に服する義務を負い、議決権の代理行使に当たっても当該法人株主の代表者の意図に反することができないようになっているときは、代理人の資格を株主に限定する定款の規定には反しない。

○

法人株主の代表者が代表権のない部下に議決権の代理行使をさせても、その部下は上司である代表者の意図したとおりに議決権を行使するため、株主総会が攪乱されるおそれはない。代理人の資格を株主に限定する定款の規定は、株主総会の攪乱防止の観点から有効とされるのであるから、攪乱のおそれがない場合には同定款規定の適用は排除される（判例）。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題 9 重要性***

株主総会の議事に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 株主総会の議長は、その命令に従わない者その他当該株主総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

○

会社法315条（議長の権限）2項

株主総会の議長は、その命令に従わない者その他当該株主総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

イ 株主が適法に招集した株主総会においては、その決議によって、株式会社の業務及び財産の状況を調査する者を選任することができる。

○

会社法316条（株主総会に提出された資料等の調査）2項

第297条（株主による招集の請求）の規定により招集された株主総会においては、その決議によって、株式会社の業務及び財産の状況を調査する者を選任することができる。

ウ 取締役会設置会社の株主総会においてその延期について決議があった場合には、取締役会は、後日開催されるその株主総会の招集に関する事項を改めて決定しなければならない。

×

会社法317条（延期又は続行の決議）

株主総会においてその延期又は続行について決議があった場合には、第298条（株主総会の招集の決定）及び第299条（株主総会の招集の通知）の規定は、適用しない。

エ 株式会社の親会社社員は、当該株式会社の営業時間内は、いつでも、電磁的記録をもって作成された株主総会の議事録を映像面に表示したものの閲覧を請求することができる。

×

会社法318条（議事録）5項

株式会社の親会社社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、株主総会の議事録について、一 書面又は書面の写しの閲覧又は謄写の請求、二 電磁的記録をもって作成されているときは、法定の方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求をすることができる。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題10 重要性**

監査等委員会設置会社における取締役の報酬等に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 監査等委員である取締役の報酬等に関する事項は、それ以外の取締役の報酬等に関する事項と区別して定めなければならない。

○

会社法361条（取締役の報酬等）2項

監査等委員会設置会社においては、前項各号に掲げる事項（取締役の報酬等に関する事項）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

イ 監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において、監査等委員である取締役の報酬等について監査等委員会の意見を述べることができる。

×

会社法361条（取締役の報酬等）6項、5項

監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等について監査等委員会の意見を述べることができる（361VI）。

なお、株主総会において、監査等委員である取締役の報酬等について意見を述べることができるのは、監査等委員である取締役である（361V）。

ウ 監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等について監査等委員会の意見を述べることができる。

○

会社法361条（取締役の報酬等）6項

監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等について監査等委員会の意見を述べることができる。

エ 監査等委員である取締役の報酬等の総額の最高限度額が定款又は株主総会の決議により定められている場合、取締役会は、監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針として法務省令で定める事項を決定しなければならない。

×

会社法361条（取締役の報酬等）7項

監査等委員会設置会社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の内容として定款又は株主総会の決議による第1項各号に掲げる事項についての定めがある場合には、当該定めに基づく取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針として法務省令で定める事項を決定しなければならない。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題11 重要性***

特別取締役による取締役会の決議に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 指名委員会等設置会社の取締役会は、特別取締役による取締役会の決議を行うことができる旨を定めることができる。

×

会社法373条（特別取締役による取締役会の決議）

1. 第369条第1項の規定にかかわらず、取締役会設置会社（指名委員会等設置会社を除く。）が次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、取締役会は、第362条第4項第一号及び第二号又は第399条の13第4項第一号及び第二号に掲げる事項についての取締役会の決議については、あらかじめ選定した三人以上の取締役（特別取締役）のうち、議決に加わることができるものの過半数が出席し、その過半数をもって行うことができる旨を定めることができる。

イ 株主は、特別取締役による議決のための取締役会の招集を請求することができる。

×

会社法373条（特別取締役による取締役会の決議）

4. 第366条（第1項本文を除く。）、第367条（株主による招集の請求）、第369条第一項、第370条及び第399条の14の規定は、第2項の取締役会（特別取締役による取締役会）については、適用しない。

ウ 特別取締役の互選によって定められた者は、特別取締役による取締役会の決議後、遅滞なく、当該決議の内容を特別取締役以外の取締役に報告しなければならない。

○

会社法373条（特別取締役による取締役会の決議）

3. 特別取締役の互選によって定められた者は、前項の取締役会の決議後、遅滞なく、当該決議の内容を特別取締役以外の取締役に報告しなければならない。

エ 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めていない株式会社において、監査役が2人以上ある場合、監査役の互選によって、特別取締役による議決のための取締役会に出席する監査役を定めることができる。

○

会社法383条（取締役会への出席義務等）

1. 監査役は、取締役会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。ただし、監査役が二人以上ある場合において、第373条第1項の規定による特別取締役による議決の定めがあるときは、監査役の互選によって、監査役の中から特に同条第2項の取締役会に出席する監査役を定めることができる。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題12 重要性***

会計参与に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。
なお、会計参与は監査法人又は税理士法人ではないものとする。(5点)

ア 会計参与は、いつでも、取締役及び支配人その他の使用人に対して会計に関する報告を求め
ることができる。

○

会社法374条（会計参与の権限）

2. 会計参与は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は取締役及び支配人その
他の使用人に対して会計に関する報告を求めることができる。

イ 会計参与は、いつでも、会計参与設置会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

× 会社法374条（会計参与の権限）

3. 会計参与は、その職務を行うため必要があるときは、会計参与設置会社の子会社に対して
会計に関する報告を求め、又は会計参与設置会社若しくはその子会社の業務及び財産の状況の
調査をすることができる。

ウ 取締役会設置会社の会計参与は、必要があると認めるときは、各事業年度に係る計算書類及
び事業報告並びにこれらの附属明細書、臨時計算書類又は連結計算書類を承認する取締役会の

× 招集を請求することができる。

会社法383条（取締役会への出席義務等）参照

2. 監査役は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、取締役に対し、取
締役会の招集を請求することができる。

※ 会計参与には取締役会の招集請求権はない。

エ 計算書類及びその附属明細書、臨時計算書類並びに連結計算書類の作成に関する事項につい
て会計参与が取締役と意見を異にするときは、会計参与は、株主総会において意見を述べるこ
とができる。

○

会社法377条（株主総会における意見の陳述）

1. 第374条第1項に規定する書類（計算書類及びその附属明細書、臨時計算書類並びに連結計
算書類）の作成に関する事項について会計参与が取締役と意見を異にするときは、会計参与は、
株主総会において意見を述べるることができる。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題13 重要性*

公開会社である大会社が、定時株主総会の終結後遅滞なく、電子公告の方法により、貸借対照表及び損益計算書の全部の公告をする場合に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 当該公告においては、会計上の見積りの変更に関する注記を明らかにしなければならない。

×

イ 当該公告においては、重要な会計方針に係る事項に関する注記を明らかにしなければならない。

○

ウ 当該公告においては、誤謬の訂正に関する注記を明らかにしなければならない。

×

エ 当該公告においては、税効果会計に関する注記を明らかにしなければならない。

○

会社法440条（計算書類の公告）

1. 株式会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表（大会社にあっては、貸借対照表及び損益計算書）を公告しなければならない。

会社計算規則136条

1. 株式会社が法第440条第1項の規定による公告をする場合には、次に掲げる事項を当該公告において明らかにしなければならない。この場合において、第一号から第七号までに掲げる事項は、当該事業年度に係る個別注記表に表示した注記に限るものとする。

一 継続企業の前提に関する注記

二 重要な会計方針に係る事項に関する注記

三 貸借対照表に関する注記

四 税効果会計に関する注記

五 関連当事者との取引に関する注記

六 一株当たり情報に関する注記

七 重要な後発事象に関する注記

八 当期純損益金額

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題14 重要性**

株式会社の資本金及び準備金に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 株式会社が株式の発行と同時に資本金の額を減少する場合において、当該資本金の額の減少の効力が生ずる日後の資本金の額が当該日前の資本金の額を下回らないときは、当該株式会社の債権者は、当該株式会社に対し、当該資本金の額の減少について異議を述べることができない。

会社法449条（債権者の異議）

1. 株式会社が資本金又は準備金（資本金等）の額を減少する場合（減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。）には、当該株式会社の債権者は、当該株式会社に対し、資本金等の額の減少について異議を述べることができる。

- イ 株式会社が資本金の額を減少する場合において、定時株主総会において当該資本金の額の減少に関する事項を定め、かつ、減少する資本金の額が当該定時株主総会の日における剰余金の額を超えないときは、当該株式会社の債権者は、当該株式会社に対し、当該資本金の額の減少について異議を述べることができない。

会社法449条（債権者の異議）

- ウ 株式会社が準備金の額を減少する場合において、減少する準備金の額の全部を資本金とするときは、当該株式会社の債権者は、当該株式会社に対し、当該準備金の額の減少について異議を述べることができない。

会社法449条（債権者の異議）

1. 株式会社が資本金又は準備金（資本金等）の額を減少する場合（減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。）には、当該株式会社の債権者は、当該株式会社に対し、資本金等の額の減少について異議を述べることができる。

- エ 株式会社が準備金の額のみを減少する場合において、定時株主総会において当該準備金の額の減少に関する事項を定め、かつ、減少する準備金の額が当該定時株主総会の日における欠損の額として法務省令で定める方法により算定される額を超えないときは、当該株式会社の債権者は、当該株式会社に対し、当該準備金の額の減少について異議を述べることができない。

会社法449条（債権者の異議）

1. ～ただし、準備金の額のみを減少する場合であって、次のいずれにも該当するときは、この限りでない。

一 定時株主総会において前条（準備金の額の減少）第1項各号に掲げる事項を定めること。
二 前条第一項第一号の額が前号の定時株主総会の日における欠損の額として法務省令で定める方法により算定される額を超えないこと。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題15 重要性***

社債権者集会に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。
(5点)

- ア 裁判所は、社債発行会社の業務及び財産の状況に関する検査役の報告があった場合において、必要があると認めるときは、当該社債発行会社に対し、一定の期間内に社債権者集会を招集することを命じることができる。
- ×

会社法717条（社債権者集会の招集）

2. 社債権者集会は、次項又は次条第3項の規定により招集する場合を除き、社債発行会社又は社債管理者が招集する。

3 次に掲げる場合には、社債管理補助者は、社債権者集会を招集することができる。

一 次条第1項の規定による請求があった場合

二 第714条の7において準用する第711条第一項の社債権者集会の同意を得るため必要がある場合

- イ ある種類の社債の総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上に当たる社債を有する社債権者は、社債発行会社、社債管理者又は社債管理補助者に対し、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を示して、社債権者集会の招集を請求することができる。
-

会社法718条（社債権者による招集の請求）

1. ある種類の社債の総額（償還済みの額を除く。）の十分の一以上に当たる社債を有する社債権者は、社債発行会社、社債管理者又は社債管理補助者に対し、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を示して、社債権者集会の招集を請求することができる。

- ウ 社債権者集会に出席しない社債権者は、書面によって議決権を行使することができる。

○

会社法726条（書面による議決権の行使）

1. 社債権者集会に出席しない社債権者は、書面によって議決権を行使することができる。

- エ 社債権者集会の招集の手続が法令に違反する場合には、社債権者は、当該社債権者集会の決議の日から3か月以内に限り、訴えをもって当該社債権者集会の決議の取消しを請求することができる。
- ×

会社法734条（社債権者集会の決議の効力）参照

1. 社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。

※ 上記規定により、訴えによる決議取消しの制度はない。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. **イウ** 5. イエ 6. ウエ

問題16 重要性***

株式会社の事業の譲渡等に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。なお、定款に別段の定めはないものとする。(5点)

- ア 親会社が子会社株式の一部を譲渡する場合において、譲渡株式の帳簿価額が当該親会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の5分の1を超える場合には、当該株式の譲渡の効力発生日においてもなお当該親会社が当該子会社の議決権の総数の過半数を有するときであっても、当該親会社では当該株式の譲渡に係る契約を承認する株主総会の決議を要する。

会社法467条（事業譲渡等の承認等）

1. 株式会社は、次に掲げる行為をする場合には、当該行為がその効力を生ずる日（効力発生日）の前日までに、株主総会の決議によって、当該行為に係る契約の承認を受けなければならない。

二の二 その子会社の株式又は持分の全部又は一部の譲渡（次のいずれにも該当する場合における譲渡に限る。）

イ 当該譲渡により譲り渡す株式又は持分の帳簿価額が当該株式会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の五分之一を超えるとき。

ロ 当該株式会社が、効力発生日において当該子会社の議決権の総数の過半数の議決権を有しないとき。

- イ 株式会社が他の株式会社からその事業の重要な一部を譲り受ける場合には、当該事業の譲受けに係る契約を承認する株主総会の決議を要しない。

会社法467条（事業譲渡等の承認等）

1. 株式会社は、次に掲げる行為をする場合には、当該行為がその効力を生ずる日（効力発生日）の前日までに、株主総会の決議によって、当該行為に係る契約の承認を受けなければならない。

三 他の会社（外国会社その他の法人を含む。）の事業の全部の譲受け

- ウ 事業の全部の譲渡において、譲受会社が譲渡会社の特別支配会社であるときは、当該譲渡会社では当該事業の譲渡に係る契約を承認する株主総会の決議を要しない。

会社法468条（事業譲渡等の承認を要しない場合）

1. 前条（事業譲渡等の承認等）の規定は、同条第1項第一号から第四号までに掲げる行為（事業譲渡等）に係る契約の相手方が当該事業譲渡等をする株式会社の特別支配会社（ある株式会社の総株主の議決権の十分の九以上を他の会社及び当該他の会社が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして法務省令で定める法人が有している場合における当該他の会社をいう。）である場合には、適用しない。

エ 事業の全部の譲渡の無効は、会社の組織に関する行為の無効の訴えによらなければ主張することができない。

×

会社法828条（会社の組織に関する行為の無効の訴え）参照

1. 次の各号に掲げる行為（会社の組織に関する行為）の無効は、当該各号に定める期間に、訴えをもってのみ主張することができる。

※ 事業譲渡は取引法上の行為であり、無効主張の訴えの規定はない。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. **イウ** 5. イエ 6. ウエ

問題17 重要性*

合併、会社分割、株式交換及び株式移転における反対株主の株式買取請求に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 株式の価格の決定について、効力発生日から30日以内に協議が調わない場合に、株式買取請求を受けた会社は、その期間の満了の日後30日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てを
○ することができる。

会社法786条（株式の価格の決定等）

2. 株式の価格の決定について、効力発生日から三十日以内に協議が調わないときは、株主又は消滅株式会社等は、その期間の満了の日後三十日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができる。

- イ 株式買取請求を受けた会社は、裁判所の決定した価格に対する効力発生日後の法定利率による利息を支払わなければならない。

×

会社法786条（株式の価格の決定等）

4. 消滅株式会社等は、裁判所の決定した価格に対する第一項の期間の満了の日（効力発生日から六十日以内）後の法定利率による利息をも支払わなければならない。

- ウ 最高裁判所の判例によれば、吸収合併等により企業価値の増加が生じない場合、株式買取請求に係る株式の買取価格である「公正な価格」とは、株主総会決議の時点において株主総会決議がなければその株式が有していると認められる価格をいう。
×

最決平23. 4. 19

「公正な価格」とは、株式買取請求がなされた日において株主総会決議がなければその株式が有していると認められる価格をいう。

- エ 最高裁判所の判例によれば、株式移転により企業価値の増加が生じない場合以外の場合、株式買取請求に係る株式の買取価格である「公正な価格」とは、原則として、株式移転計画に定められていた株式移転比率が公正なものであったならばその株式が有していると認められる価格をいう。
○

最決平24. 2. 29

1. アイ 2. アウ 3. **アエ** 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題18 重要性*

株式交付に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

-
- ア 株式交付計画に定める事項のうち、株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限については、効力発生日において、株式交付子会社の議決権の総数に対する株式交付親会社並びにその子会社及び子法人等の計算において所有している議決権の数の割合が100分の50を超えることとなる数を内容としなければならない。
-

会社法774条の3 (株式交付計画)

1. 株式会社が株式交付をする場合には、株式交付計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 二 株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限
2. 前項に規定する場合には、同項第二号に掲げる事項についての定めは、株式交付子会社が効力発生日において株式交付親会社の子会社となる数を内容とするものでなければならない。

-
- イ 株式交付親会社及び株式交付子会社は、定款に別段の定めがない限り、株式交付に際して当該株式交付親会社が交付する対価の額が当該株式交付親会社の純資産額として法務省令で定める額の5分の1を超えない場合を除き、それぞれの株主総会の決議によって、株式交付計画の承認を受けなければならない。
- ×

会社法816条の3 (株式交付計画の承認等)

1. 株式交付親会社は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によって、株式交付計画の承認を受けなければならない。

-
- ウ 株式交付が法令又は定款に違反する場合において、株式交付親会社の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株主総会の決議による株式交付計画の承認を要しない場合を除き、株式交付親会社の株主は、株式交付親会社に対し、株式交付をやめることを請求することができる。
-

会社法816条の5 (株式交付をやめることの請求)

株式交付が法令又は定款に違反する場合において、株式交付親会社の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株式交付親会社の株主は、株式交付親会社に対し、株式交付をやめることを請求することができる。ただし、前条第1項本文(株式交付計画の承認を要しない場合等)に規定する場合は、この限りでない。

エ 株式会社親会社は、株式会社子会社の同意を得た場合に限り、株式交付計画において定めた当初の効力発生日から3か月以内の日をもって、新たな効力発生日とすることができる。

×

会社法816条の9（株式交付の効力発生日の変更）

1. 株式会社親会社は、効力発生日を変更することができる。
2. 前項の規定による変更後の効力発生日は、株式交付計画において定めた当初の効力発生日から3箇月以内の日でなければならない。

1. アイ
2. **アウ**
3. アエ
4. イウ
5. イエ
6. ウエ

問題19 重要性***

次の金融商品取引法上の書類のうち、有価証券報告書を提出しなければならない会社であって、金融商品取引所に上場されている有価証券（特定上場有価証券を除く。）の発行者が確認書を併せて提出しなければならないものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。（5点）

ア 有価証券届出書

×

金商法5条（有価証券届出書の提出）参照

1. 前条第1項から第3項までの規定による有価証券の募集又は売出しに係る届出をしようとする発行者は、その者が会社である場合（当該有価証券の発行により会社を設立する場合を含む。）においては、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

イ 有価証券報告書の訂正報告書

○

金商法24条の4の3（訂正確認書の提出）

1. 第7条（訂正届出書の自発的提出）第1項、第9条第1項及び第10条第1項の規定は、確認書について準用する。

ウ 四半期報告書

○

金商法24条の4の8（確認書に関する規定の四半期報告書への準用）

1. 第24条の4の2の規定は、前条第1項又は第2項の規定により四半期報告書を提出する場合及び同条第四項において読み替えて準用する第7条第1項、第9条第1項又は第10条第1項の規定により訂正報告書を提出する場合について準用する。

エ 臨時報告書

×

金商法24条の5（半期報告書及び臨時報告書の提出）参照

4. 第24条第1項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社は、その会社が発行者である有価証券の募集又は売出しが外国において行われるとき、その他公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める場合に該当することとなつたときは、内閣府令で定めるところにより、その内容を記載した報告書（臨時報告書）を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。

金商法24条の4の2（有価証券報告書の記載内容に係る確認書の提出）

1. 第24条第1項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社（第23条の3第4項の規定により当該有価証券報告書を提出した会社を含む。次項において同じ。）のうち、第24条第1項第一号に掲げる有価証券の発行者である会社その他の政令で定めるものは、内閣府令で定めるところにより、当該有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正であることを確認した旨を記載した確認書（確認書）を当該有価証券報告書（第24条第8項の規定により同項に規定する有価証券報告書等に代えて外国会社報告書を提出する場合にあつては、当該外国会社報告書）と併せて内閣総理大臣に提出しなければならない。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題20 重要性*

発行者による上場株券等の公開買付けに関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 公開買付けの対象となる上場株券等には、新株予約権証券及び新株予約権付社債券が含まれる。
×

金商法施行令6条（公開買付けによらなければならない有価証券等）参照

1. 法第27条の2第項に規定する有価証券で政令で定めるものは、次に掲げる有価証券（株券等）とする。

一 株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券

※ 上記は「発行者以外の者による株券等の公開買付け」の場合であり、「発行者による上場株券等の公開買付け」の場合は支配比率の変動との関連性がないため、新株予約権証券及び新株予約権付社債券は含まない。

- イ 発行者である公開買付者は、公開買付開始公告が行われた日から政令で定める期間内に、意見表明報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
×

金商法27条の10（公開買付対象者による意見表明報告書等及び公開買付者による対質問回答報告書等の提出）

1. 公開買付けに係る株券等の発行者（対象者）は、内閣府令で定めるところにより、公開買付開始公告が行われた日から政令で定める期間内に、当該公開買付けに関する意見その他の内閣府令で定める事項を記載した書類（意見表明報告書）を内閣総理大臣に提出しなければならない。

※ 上記規定を金商法27条の22の2（発行者による上場株券等の公開買付け）は準用していない。

- ウ 発行者である公開買付者は、上場株券等の売付け等を行おうとする者に対し、公開買付説明書を交付しなければならない。
○

金商法27条の9（公開買付説明書等の作成及び交付）

1. 公開買付者は、公開買付届出書に記載すべき事項で内閣府令で定めるもの及び公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項を記載した書類（公開買付説明書）を、内閣府令で定めるところにより、作成しなければならない。

※ 上記規定を金商法27条の22の2（発行者による上場株券等の公開買付け）は準用している。

-
- エ 発行者である公開買付者は、公開買付けに係る応募株券等の数その他の内閣府令で定める事項を公告し、又は公表した日に、公開買付報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

金商法27条の13（公開買付けに係る応募株券等の数等の公告及び公開買付報告書等の提出）

1. 公開買付者は、公開買付期間の末日の翌日に、政令で定めるところにより、当該公開買付けに係る応募株券等の数その他の内閣府令で定める事項を公告し、又は公表しなければならない。ただし、第27条の11第2項の規定により公告した場合は、この限りでない。

2. 前項本文の規定による公告又は公表を行つた公開買付者は、内閣府令で定めるところにより、当該公告又は公表を行つた日に、当該公告又は公表の内容その他の内閣府令で定める事項を記載した書類（公開買付報告書）を内閣総理大臣に提出しなければならない。

※ 上記規定を金商法27条の22の2（発行者による上場株券等の公開買付け）は準用している。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ